

令和元年度

指定特定相談支援・障害児相談支援事業者・

指定一般相談支援事業者

集団指導資料

香川県・高松市・丸亀市・坂出市・善通寺市・観音寺市・さぬき市・東かがわ市・

三豊市・土庄町・小豆島町・三木町・直島町・宇多津町・綾川町・琴平町・

多度津町・まんのう町

令和元年度指定相談支援事業者集団指導 日程

開始 令和元年8月27日(火) 13:30～

挨拶

1 (講義) 医療的ケア児等にかかる支援等について

～ワクワクする相談支援～ (仮題)

香川県医療的ケア児等支援体制強化アドバイザー 大塚 晃先生

(80分)

休憩 (10分)

2 指定特定相談支援・障害児相談支援事業者への指導事項

(30分)

3 指定一般相談支援事業者への指導事項

(20分)

4 基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備事業について

(10分)

終了(予定) 16:00

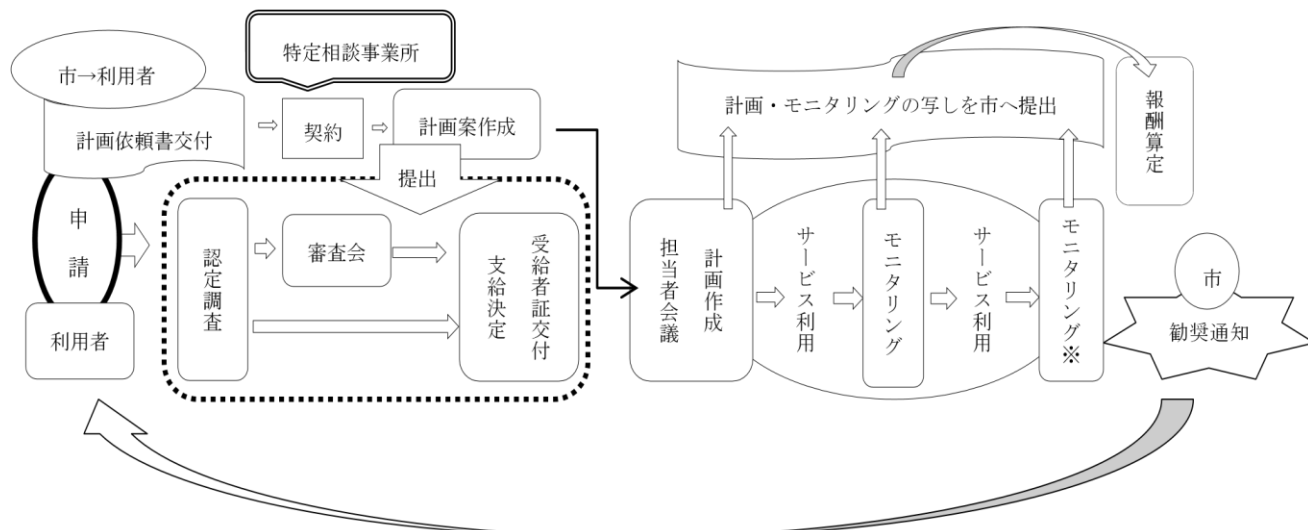
令和 元 年度

指定特定相談支援・障害児相談支援事業者

集団指導資料

高松市・丸亀市・坂出市・善通寺市・観音寺市・さぬき市・東かがわ市・三豊市・
土庄町・小豆島町・三木町・直島町・宇多津町・綾川町・琴平町・多度津町・まんのう町

サービス提供のプロセス



障害児通所支援

① サービス利用申請

- ・申請者は、障害児通所支援に係る利用申請書等を市町に提出します。

② 「指定障害児相談支援事業者」と契約

- ・申請者は、障害児相談支援の提供について、「指定障害児相談支援事業者」と利用契約します。
- ・「指定障害児相談支援事業者」は、「障害児支援利用計画案」を作成し、申請者に交付するとともに、写しを市町に提出します。

③ 市町による調査

- ・市町は申請者に対し、概況調査、サービス利用の意向調査を行います。

④ 障害児通所支援の給付決定

- ・市町は「障害児支援利用計画案」をもとに支給を決定し、「障害児通所給付費支給決定通知書」及び「障害児相談支援給付費支給決定通知書」を交付します。
- ・併せて、「通所受給者証」を申請者に交付します。

⑤ 「障害児支援利用計画」の作成

- ・「指定障害児相談支援事業者」は、給付決定を踏まえ、サービス提供事業者などの関係者を集めてサービス担当者会議を開催、「障害児支援利用計画」を作成したのち、申請者に交付します。作成した計画（写し）を市町へ提出します。

⑥ サービス提供事業者と契約、サービス利用開始

- ・申請者は、「通所受給者証」を事業者に提示し、利用に関する契約をしたのち、サービスの利用を開始します。
- ・事業者は、申請者の事業者記入帳に必要事項を記入・押印します。

⑦ モニタリング

- ・「指定障害児相談支援事業者」は、受給者証に記載されているモニタリング期間ごとに、サービスの利用状況等を検証し、計画の見直しを行います。
- ・モニタリング報告書等の書類（写し）を市町へ提出します。

障害児通所等利用開始
予定日の〇日前まで

契約書締結日：支給期間より前日
計画同意日：原則として支給期間

障害福祉サービス

① サービス利用申請

- ・申請者は、障害福祉サービスに係る利用申請書等を市町に提出します。

② 「指定特定相談支援事業者」と契約

- ・申請者は、計画相談支援の提供について、「指定特定相談支援事業者」と利用契約します。
- ・「指定特定相談支援事業者」は「サービス等利用計画案」を作成し、申請者に交付するとともに、写しを市町に提出します。

③ 市町による調査

- ・市町は申請者に対し、障害支援区分認定調査（障害福祉サービス介護給付を利用の場合）、概況調査、サービス利用の意向調査を行います。

④ 審査判定（介護給付の障害福祉サービスを利用する場合）

- ・市町は障害支援区分認定等審査会に対し、障害支援区分の判定を依頼します。
- ・市町は、審査会の判定を基に障害支援区分の認定を行います。

⑤ 障害福祉サービス等の支給決定

- ・市町は、「サービス等利用計画案」をもとに支給を決定し、「介護給付費等支給決定通知書」及び「計画相談支援給付費支給通知書」を交付します。
- ・併せて、「障害福祉サービス受給者証」を申請者に交付します。

⑥ 「サービス等利用計画」の作成

- ・「指定特定相談支援事業者」は支給決定を踏まえ、サービス提供事業者などの関係者を集めてサービス担当者会議を開催し、「サービス等利用計画」を作成したのち申請者に交付するとともに、作成した計画の写しを市町へ提出します。

⑦ サービス提供事業者と契約、サービス利用開始

- ・申請者は、「障害福祉サービス受給者証」を事業者に提示し、利用に関する契約をしたのち、サービスの利用を開始します。
- ・事業者は、申請者の事業者記入帳に必要事項を記入・押印します。

⑧ モニタリング

- ・「指定特定相談事業者」は、受給者証に記載されているモニタリング期間ごとに、サービスの利用状況等を検証し、計画の見直しを行います。
- ・モニタリング報告書等の書類（写し）を市町へ提出します。

障害福祉サービス等利用開始予定日の
○日前までに実施

契約書締結日：支給期間より前日
計画同意日
：原則として支給期間

サービスの内容とモニタリング

1 対象者

計画相談支援及び障害児相談支援の対象は、原則サービスを利用する全ての障害者です。

計画相談支援（障害者総合支援法）の対象者

	対象者	
サービス利用支援	障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者	新しいサービスの追加や、サービスの更新、支給量の増減に伴うもの。
継続サービス利用支援	指定特定相談支援事業者が提供したサービス利用支援によりサービス等利用計画が作成された支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者	指定特定相談支援事業者以外の者がサービス等利用計画案を作成した場合には継続サービス利用支援の対象外

障害児相談支援（児童福祉法）の対象者

	対象者	
障害児支援利用援助	通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障害児の保護者	新しいサービスの追加やサービスの更新、支給量の増減に伴うもの。
継続障害児支援利用援助	指定障害児相談支援事業者が提供した障害児支援利用援助により障害児支援利用計画が作成された通所給付決定保護者	指定障害児相談支援事業者以外の者が障害児支援利用計画案を作成した場合には継続障害児支援利用援助の対象外

【契約】 利用契約は、障害児相談支援と計画相談支援それぞれで契約してください。

※【留意事項】申請者が、障害児通所支援と障害福祉サービスの両方を利用する場合には、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を一体的にまとめた計画（「障害児支援利用計画」となり、報酬は障害児相談支援給付費のみ算定します。）を作成します。

したがって、高校在学中に18歳に到達した放課後等デイサービスと障害福祉サービスを併給している者については、放課後等デイサービスを利用している間は障害児相談支援給付を算定し、放課後等デイサービスの利用が終了した時点で、計画相談支援給付費を算定することとなります。

【契約】 居宅介護や短期入所のみを利用していた障害児が、放デイを利用することとなった場合は、障害児相談支援の契約も必要となります。

2 サービス内容

計画相談支援及び障害児相談支援のサービス内容は、①～③のとおりです。

① 計画相談支援（障害者総合支援法）の内容

	サービス内容	留意事項
サービス 利用支援	<p>ア サービス等利用計画案の作成（以下を記載。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者及びその家族の生活に対する意向 ・総合的な援助の方針 ・生活全般の解決すべき課題 ・提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期 ・福祉サービス等の種類、内容、量 ・福祉サービス等を提供する上での留意事項 ・モニタリング期間 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>○サービス等利用計画案 ○サービス等利用計画案【週間計画表】 ○申請者の現状（基本情報） ○申請者の現状（基本情報）【現在の生活】</p> </div> <p>⇒作成後、申請者に交付し、市町には写しを提出する。</p>	<p>※障害者若しくは障害児の保護者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案する。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>聞き取り調査は原則として自宅。 ※事業所等の聞き取りでも可能とした特例は、H26年度で終了。</p> </div>
	<p>イ 支給決定後に、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等との連絡調整</p> <p>ウ サービス等利用計画の作成</p> <p>※案の内容に加え、以下の事項を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス等の利用料 ・福祉サービス等の担当者（連絡先含む） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>○サービス等利用計画 ○サービス等利用計画【週間計画表】</p> </div> <p>⇒作成後、申請者に交付し、市町には写しを提出する。</p>	<p>※サービス担当者会議を開催し、支援内容を調整する。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>調整は必ず行ってください。どうしても調整ができない場合は、欠席者に事前に意見を求め、記録を残しておいてください</p> </div>
継続サービ ス利用支援	<p>ア モニタリング期間ごとに、サービス等利用計画が適切であるかどうか、サービスの利用状況を検証する。</p> <p>イ 検証結果及び心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行う。</p> <p>ウ モニタリング結果に基づき、いずれかを提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス等利用計画をそのまま継続する。 ・新たな支給もしくは支給決定の変更、または地域相談支援給付が必要と認められる場合において、当該支給決定障害者等または地域相談支援給付決定障害者に対し、当該申請の勧奨を行う。→継続サービス利用支援から、サービス利用支援に変更。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>○モニタリング報告書 ○継続サービス等利用計画【週間計画表】</p> </div> <p>⇒作成後、申請者に交付し、市町には写しを提出する。</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>モニタリングは必ず受給者証に記載された時期に実施してください。</p> </div> <p>→※サービス担当者会議を開催し、支援内容を調整する。</p>

② 障害児相談支援（児童福祉法）の内容

	サービス内容	留意事項
障害児支援 利用援助	<p>ア 障害児支援利用計画案の作成（以下を記載。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児及びその家族の生活に対する意向 ・総合的な援助の方針 ・生活全般の解決すべき課題 ・提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期 ・障害児通所支援の種類、内容、量 ・障害児通所支援を提供する上での留意事項 ・モニタリング期間 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○障害児支援利用計画案 ○障害児支援利用計画案【週間計画表】 ○申請者の現状（基本情報） ○申請者の現状（基本情報）【現在の生活】 </div> <p>⇒作成後、申請者に交付し、写しを市町に提出する。</p> <p>イ 通所給付決定後に、指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者等との連絡調整</p> <p>ウ 障害児支援利用計画の作成</p> <p>※案の内容に加え、以下の事項を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援の利用料 ・障害児通所支援の担当者 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○障害児支援利用計画 ○障害児支援利用計画【週間計画表】 </div> <p>⇒作成後、申請者に交付し、写しを市町に提出する。</p>	<p>※障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>聞き取り調査は原則自宅。 ※事業所等の聞き取りでも可能な特例は、H26年度で終了。</p> </div> <p>※サービス担当者会議を開催し、支援内容を調整する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>調整は必ず行ってください。 どうしても調整ができない場合は、欠席者に事前に意見を求め、記録を残しておいてください</p> </div>
継続障害児 支援利用援助	<p>ア モニタリング期間ごとに、障害児支援利用計画が適切であるかどうか、障害児通所支援の利用状況を検証する。</p> <p>イ 検証結果及び当該通所給付決定に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、障害児支援利用計画の見直しを行う。</p> <p>ウ モニタリング結果に基づき、次のいずれかを提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児支援利用計画をそのまま継続する。 ・新たな通所給付または通所給付の変更が必要と認められる場合において、当該給付決定等に係る障害児の保護者に対し、当該申請の勧奨を行う。→継続障害児支援利用援助から、障害児支援利用援助に変更。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○モニタリング報告書 ○継続障害児支援利用計画【週間計画表】 </div> <p>⇒作成後、申請者に交付し、写しを市町に提出する。</p>	<p>モニタリングは必ず受給者証に記載された時期に実施してください。</p> <p>→※サービス担当者会議を開催し、支援内容を調整する。</p>

※アセスメント、担当者会議、モニタリング等が基準に従って実施されていない場合は、算定要件を満たさないため給付費の支払いができません。

※アセスメント、担当者会議、モニタリングの実施状況の記録が給付費請求の根拠となります。実施記録は必ず作成、保管してください。

③ プロセスの各段階で市町に提出する「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」

支給決定プロセス	「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」								サービス等調整会議議事録等 独自の様式 アセスメントシート、ニーズ整理表
	障害児支援利用計画 サービス等利用計画	障害児支援利用計画案(週間) サービス等利用計画案(週間)	申請者の状況(基本情報)	申請者の状況(基本情報)(週間)	障害児支援利用計画 サービス等利用計画	障害児支援利用計画(週間) サービス等利用計画(週間)	モニタリング報告書	継続障害児支援利用計画(週間) 継続サービス等利用計画(週間)	
①支給決定前	●	●	●	●					○
②支給決定後					●	●			
③モニタリング	サービスの種類や 量の変更	●	●	○	○		●		○
	曜日や時間帯、事 業者のみが変更			○	○		●	●	○
	特に変更がない						●		○

※●必須提出、○必要に応じて提出

(留意事項)

相談支援専門員が担当する障害者が利用するサービス提供事業所の職員と兼務する場合（地域相談支援に係る指定一般相談支援事業所と兼務する場合は除く。）については、サービス提供事業所との中立性の確保や、サービス提供事業所と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、以下のやむを得ない場合を除き、当該者が利用するサービス提供事業所と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助を実施することを基本とする。

また、支給決定の更新又は支給決定の変更に係るサービス利用支援・障害児支援利用援助についても、当該者が利用するサービス提供事業所と兼務しない相談支援専門員が実施することを基本とする。

- ・身近な地域に指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者がない場合
- ・支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該支給決定等から概ね3ヶ月以内の場合（サービス利用支援とその直後の継続サービス利用支援は一体的な業務であること、また、指定特定相談支援事業者の変更に当たっては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予。）
- ・その他市町村がやむを得ないと認める場合

3 モニタリング期間の設定

(1) モニタリング期間

モニタリング期間については、指定特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者（計画作成担当）の提案を踏まえて、以下の勘案事項及び期間を勘案して、市町が個別の対象者ごとに定めます。標準のモニタリング期間は下記の表のとおりですが、個別の状況を考慮し、柔軟に設定しています。

(勘案事項)

- a 障害者等の心身の状況
- b 障害者等の置かれている環境

- ・地域移行等による住環境や生活環境の変化、家族の入院、死亡又は出生等による家庭環境の変化、ライフステージ（乳幼児期から学齢期への移行、学齢期から就労への移行等）の変化の有無等

- c 総合的な援助の方針（援助の全体目標）
- d 生活全般の解決すべき課題
- e 提供されるサービスの目標及び達成時期
- f 提供されるサービスの種類、内容及び量
- g サービスを提供する上での留意事項

モニタリング期間一覧

対象者	モニタリング期間
(1) 新規支給決定又は支給決定の変更によりサービス種類、内容又は量に著しく変動があった者	利用開始から3月を経過するまで1月間
(2) 在宅の障害福祉サービス利用者（障害児通所支援を含む。）または地域定着支援利用者（(1)を除く。） ① 以下の者 イ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者 ロ 単身世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業所等との連絡調整を行うことが困難である者 ハ 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態のあるもの若しくは知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者（重度障害者等包括支援の決定を受けていない者に限る。）	1月（毎月）ごと
② 以下の者 イ 居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者 ロ 65歳以上の者で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者	3月間ごと
③ ①、②以外の者	6月間ごと
(3) 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援（(1)及び(4)を除く。）	6月間ごと
(4) 地域移行支援、地域定着支援（(1)及び(2)を除く。）	6月間ごと

※複数の対象者に該当する方は、表の上が優先されます。

(2) 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給期間

計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給期間は、以下の取扱いとします。

ア 支給期間の開始月

- ・新規に計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の対象となる者
⇒サービス利用支援・障害児支援利用援助を実施する月（サービス等利用計画を作成する月）
- ・既に計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の対象となっている者
⇒更新前の支給期間の翌月

イ 支給期間の終期月

利用する障害福祉サービスの支給決定、地域相談支援給付決定又は障害児通所支援の給付決定の有効期間のうち最長の有効期間の終期月

(3) モニタリング期間に係る開始月と終期月

モニタリング期間として、継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助の開始月と終期月を記載しています。

具体的な取り扱いは以下のとおりです。

ア 当該モニタリング期間に係る継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助の開始月

開始月については、支給決定の有効期間の終期月において継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助を実施することを前提に、当該者に係るモニタリング期間を勘案して設定しています。

・支給決定の有効期間の終期月においては、対象者の状況に応じて、継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助と併せて支給決定の更新等のためのサービス利用支援・障害児支援利用援助を実施 →報酬はサービス利用支援・障害児支援利用援助の報酬のみ算定。

なお、1人の者に対して複数の支給決定の有効期間の終期が設定される場合には、複数の支給決定の有効期間のうち最長の有効期間の終期月に継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助を実施することを前提に、当該者に係るモニタリング期間を勘案して、継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助の開始月が設定されています。

イ 当該モニタリング期間に係る継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助の終期月

原則として、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給期間の終期月（サービスの支給決定の有効期間の終期月）と同じとする。

ただし、モニタリング期間が1月（毎月）ごとの者については、継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助の開始月を含め最長1年以内で終期月を設定する（支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者については、当該支給決定等から概ね3ヶ月以内を基本とする）。

(4) 具体的な例

例1 平成30年4月から新規で、1年間の支給期間のサービスを利用する場合
 （サービスの支給期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日）
 （計画相談支援の支給期間 平成30年3月〇〇日～平成31年3月31日）

①モニタリングを毎月実施（3ヶ月間に限る。）、その後6ヵ月毎実施

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H30	計画作成	モ	モ	モ			モ						モ

← サービスの支給期間 →

※受給者証への記載内容 記載表現は、自治体によって多少異なります。

「モニタリング期間 当初3ヶ月毎月のち半年毎（平成30年4月～31年3月）」

②モニタリングを6ヶ月に1回実施

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H30	計画作成						モ						モ

← サービスの支給期間 →

※受給者証への記載内容

「モニタリング期間 半年毎 平成30年9月～平成31年3月」

- 例2 平成30年4月から、3年間の支給期間のサービスを利用する場合
(サービスの支給期間 平成30年4月1日～令和3年3月31日)
(計画相談支援の支給期間 平成30年3月00日～令和3年3月31日)

①モニタリングを毎月実施(3ヶ月間に限る。)、その後6ヵ月毎実施

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H30	計画作成	モ	モ	モ			モ						モ
H31							モ						モ
R2							モ						モ

← サービスの支給期間 →

※受給者証への記載内容

「モニタリング期間 当初3ヶ月毎月のち半年毎(平成30年4月～令和3年3月)」

②モニタリングを6ヶ月に1回実施

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H30	計画作成						モ						モ
H31							モ						モ
R2							モ						モ

← サービスの支給期間 →

※受給者証への記載内容

「モニタリング期間 6ヶ月ごと 平成30年9月～令和3年3月」

4 指定計画相談支援等に関する報酬

下記の報酬に対する算定方法は、(Ⅰ)、(Ⅱ)について次に掲げる区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定することになります。

(Ⅰ)を算定する場合

取り扱い件数(相談支援専門員1人当たりの前6月間における計画相談支援対象障害者等の数(指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、障害児相談支援対象保護者も含む。)の平均値)が40件未満である場合又は40件以上である場合において、40件未満の部分について算定する。

(Ⅱ)を算定する場合

取り扱い件数が40件以上である場合において、40件以上の部分について算定する。

(1) 計画相談支援費の報酬

計画相談支援費	単位
サービス利用支援費 (I)	1,458単位
サービス利用支援費 (II)	729単位
継続サービス利用支援費	単位
継続サービス利用支援費 (I)	1,207単位
継続サービス利用支援費 (II)	603単位
居宅介護支援費重複減算 (I)	単位
サービス利用支援費 (I)	552単位
継続サービス利用支援費 (I)	602単位
居宅介護支援費重複減算 (II)	単位
サービス利用支援費 (I)	854単位
サービス利用支援費 (II)	125単位
継続サービス利用支援費 (I)	904単位
継続サービス利用支援費 (II)	300単位
介護予防支援費重複減算	単位
継続サービス利用支援費 (I)	9単位

(2) 障害児相談支援費の報酬

(I) を算定する場合

計画相談支援費の取り扱い件数と同様に40件未満である場合又は40件以上である場合において、40件未満の部分について算定する。

(II) を算定する場合

取り扱い件数が40件以上である場合において、40件以上の部分について算定する。

障害児支援利用援助費	単位
障害児支援利用援助費 (I)	1,620単位
費障害児支援利用援助費 (II)	811単位
継続障害児支援利用援助費	単位
継続障害児支援利用援助費 (I)	1,318単位
継続障害児支援利用援助費 (II)	659単位

(3) 加算の評価の見直し並びに創設（平成30年4月～）

加算	単位
<p>特定事業所加算（Ⅰ）</p> <p>算定要件</p> <p>① 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が主任相談支援専門員であること。 ※ うち1名は業務に支障がない限りは、同位置敷地内にある他の事業所の職務との兼務が可能。</p> <p>② 指定特定相談支援事業所において<u>指定サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供する件数（指定障害児相談支援事業者の指定を併せ受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の利用者も含む。）が1月間において相談支援専門員1人あたり40件未満であること。</u></p> <p>③ その他の要件（下記）。</p>	<p>500単位/月</p>
<p>特定事業所加算（Ⅱ）</p> <p>算定要件</p> <p>① 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が現任研修を修了していること。 ※ 現任研修終了者を除く3名のうち1名は業務に支障がない限りは、同位置敷地内にある他の事業所の職務との兼務が可能。</p> <p>② 特定事業所加算（Ⅰ）の②の要件を満たすこと。</p> <p>③ その他の要件（下記）。</p> <p><u>特定事業所加算（Ⅱ）については、平成33年3月までとする。</u></p>	<p>400単位/月</p>
<p>特定事業所加算（Ⅲ）</p> <p>算定要件</p> <p>① 常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が現任研修を修了していること。 ※ 現任研修修了者を含む2名を除く1名は業務に支障がない限りは、同位置敷地内にある他の事業所の職務との兼務が可能。</p> <p>② 特定事業所加算（Ⅰ）の②の要件を満たすこと。</p> <p>③ その他の要件（下記）。</p>	<p>300単位/月</p>
<p>特定事業所加算（Ⅳ）</p> <p>算定要件</p> <p>① 常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が現任研修を修了していること。 ※ 現任研修修了者以外の者、は業務に支障がない限りは、同位置敷地内にある他の事業所の職務との兼務が可能。</p> <p>② 特定事業所加算（Ⅰ）の②の要件を満たすこと。</p> <p>③ その他の要件（下記）（24時間体制の確保は除く）。</p> <p><u>特定事業所加算（Ⅳ）については、平成33年3月までとする。</u></p>	<p>150単位/月</p>

<p>【その他の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する情報またはサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的(概ね週 1 回以上)に開催している。 ・24 時間連絡可能な体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。 ・新たに採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修修了者の動向による研修を実施している。 ・基幹相談支援センター、委託相談支援事業所または協議会から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該事例に係る者に指定計画相談支援を提供している。 ・基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。 ・毎年末までに基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、5 年間保存すること。 	
<p>初回加算【新設】</p> <p>障害福祉サービス等の利用を希望する利用者の心身の状況及び置かれている環境について、利用者等との面接や関係者への聞き取りによる<u>詳細なアセスメント</u>を行う。</p> <p>※ 障害児相談支援においては既設のため、計画相談支援のみ新設。<u>ただし、基本報酬について旧単位を算定する場合は算定不可。</u></p>	300単位/月
<p>入院時情報連携加算【新設】</p> <p>1 入院時情報連携加算（Ⅰ）</p> <p>※ 医療機関を訪問しての情報提供</p> <p>2 入院時情報連携加算（Ⅱ）</p> <p>※ 医療機関への訪問以外の方法での情報連携</p> <p><u>指定特定相談支援事業者等が入院時に医療機関が求める利用者の情報を利用者等の同意を得た上で提供した場合に加算する。</u></p> <p>※ 利用者 1 名につき、1 月に 1 回を限度として加算。ただし、入院時情報連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）の同時算定不可。</p>	200単位/月 100単位/月
<p>退院・退所加算【新設】</p> <p>退院・退所時に相談支援専門員が医療機関等の多職種から情報収集することや、<u>医療機関等における退院・退所時のカンファレンスに参加して情報収集を行った上でサービス等利用計画等を作成した場合に加算する。</u></p> <p>※ 利用者 1 名につき、入院・入所中に 3 回を限度として加算。<u>ただし、初回加算を算定する場合は算定不可。</u></p>	200単位/月

<p>居宅介護支援事業所等連携加算【新設】</p> <p><u>障害福祉サービス等の利用者が介護保険サービスの利用へ移行する場合に、指定特定相談支援事業所が利用者の心身の状況、置かれている環境やアセスメント等の情報及びサービス等利用計画の内容等について、利用者等の同意を得た上で居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所に提供し、居宅サービス計画等の作成に協力をした場合に加算する。</u></p> <p>※ 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。当該加算を算定した上で居宅介護支援等を利用した後6ヶ月は算定不可。計画相談支援のみ算定。</p>	100単位/月
<p>医療・保育・教育機関等連携加算【新設】</p> <p><u>サービス利用支援等の実施時において、障害福祉サービス等以外の医療機関、保育機関、教育機関等の職員と面接等を行い、必要な情報提供を受け協議等を行った上で、サービス等利用計画等を作成した場合に加算する。</u></p> <p>※ 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。ただし、初回加算を算定した場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、当該退院医療機関等のみから情報提供を受けている場合は算定不可。</p>	100単位/月
<p>サービス担当者会議実施加算【新設】</p> <p><u>継続サービス利用支援等の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して、利用者等の心身の状況等やサービスの提供状況について確認するとともに、計画の変更その他便宜の提供について検討を行った場合に加算する。</u></p> <p>※ 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算</p>	100単位/月
<p>サービス提供時モニタリング加算【新設】</p> <p><u>継続サービス利用支援等の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画等に位置付けたサービス事業所等を訪問し、サービス提供場면을直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算する。</u></p> <p>※ 利用者1人につき、1月に1回を限度とし、かつ、相談支援専門員1人当たり1月に39人を限度として加算。</p>	100単位/月
<p>行動障害支援体制加算【新設】</p> <p><u>行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。</u></p>	35単位/月
<p>要医療児者支援制加算【新設】</p> <p><u>重症心身障害など医療的なケアを要する児童や障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、医療的ケア児等コーディネート養成研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。</u></p>	35単位/月

<p>精神障害者支援体制加算【新設】</p> <p>精神科病院等に入院する者及び地域において単身生活等をする精神障害者に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援等を実施するために、<u>地域生活支援事業による精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修又は精神障害者の地域移行関係職員に対する研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。</u></p>	<p>35単位/月</p>
---	---------------

- ・初回加算（500単位/月） …障害児相談支援のみ、初回に限り算定可能
- ・特別地域加算（所定単位数の15%） …中山間地域等に居住する者に対してサービス提供

（留意事項）

1. サービス終了時（モニタリング期間終了月）の継続サービス利用支援及び継続障害児支援利用援助については、更新に伴うサービス利用支援及び障害児支援利用援助と一体的に提供されるべきものなので、継続支援の請求はできません（利用支援のみ算定）。
→《例外》サービスを更新しない（全てのサービス終了時）場合のみ、算定が可能。
2. 相談支援事業者（障害児の居宅サービス）及び障害児相談支援事業者（障害児の通所サービス）の両方の指定を受けた事業者の相談支援専門員が、居宅及び通所サービスの一体的な計画を作成する場合は、障害児相談支援に係る報酬のみ算定となります。
3. 介護保険該当者に対して、指定居宅介護支援と一体的に支援を行った場合には、要介護・要支援の状態に応じて減算があります。
4. 地域生活支援事業の委託相談に配置されている職員が計画相談支援・障害児相談支援を行った場合でも、市町との協議により、業務に支障がない範囲（委託相談の最低人員が確保された状態）で計画相談支援・障害児相談支援との兼務が可能ですが、委託相談と計画相談支援・障害児相談支援の職員の兼務を行った結果、委託相談や相談支援で本来提供されるべきサービスが欠けることがないように注意してください。
5. 計画作成は計画作成の更新時又はサービス内容の変更があったときにしか発生しません。計画期間中に計画相談事業所等を変更した場合、新たに契約した事業所は次回計画作成依頼時期まで、給付費が発生しない可能性があります。事業所を変更する場合には、可能な限り支給決定期間（やむを得ない場合はモニタリング実施月）を一区切りとして考えてください。
6. 計画相談事業所は業務上の特質から、契約者、関係機関等に対し情報を収集・提供することとなります。そのため、情報収集においては、どこから、いつ提供をうけたのか。情報提供については、誰に対し、いつ、どのような内容を提供したのかを明確にしておいてください。

5 計画相談支援事業等の運営に関する注意点

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（以下「基準」とする。）より）

① 契約について（基準第5条）

- ・計画相談支援給付決定障害者が指定計画相談支援の利用の申込みを行ったときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故

発生時の対応、苦情処理の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、計画相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ること。（利用契約書、重要事項説明書の日付及び署名の記入漏れがないか、契約者は利用者本人であるかの確認をしてください。障害児相談の場合、契約者は障害児の保護者になります。）

② 契約内容の報告等（基準第6条）

- 指定計画相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町に対し遅延なく報告すること。
- サービス等利用計画を作成したときは、その写しを市町に対し遅滞なく提出すること。

③ 受給者証の確認（基準第9条）

- 指定計画相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証又は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援給付費の支給対象者であること、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認すること。（受給者証の写しを保管することが望ましい。）

④ 支給決定の申請に係る援助（基準第10条）

- 利用者の支給決定又は地域相談支援給付決定に係る支給期間の終了に伴い、引き続き当該利用者がサービスを利用する意向がある場合には、市町の標準処理期間を勘案し、余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう、申請勧奨等の必要な援助を行うこと。（利用者に、手続き案内等行う。）

⑤ 計画相談支援給付費の額に係る通知等（基準第14条）

- 法定代理受領により市町から指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、計画相談支援給付費の額を通知すること。（相談支援給付費入金確認後、通知すること。）

⑥ 指定計画相談支援の具体的取扱方針（基準第15条）

- 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案を変更し、障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行い、担当者から専門的な見地からの意見を求めなければならない。（サービス担当者会議の記録を残すこと。）
- 相談支援専門員は、モニタリングに当たって、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、モニタリング期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等（利用者だけでなく、家族との面接も必要）に面接しなければならない。
（解釈通知：市町が利用者に通知するモニタリング期間ごとに、利用者の居宅、精神科病院又は障害者支援施設等で面接を行い、その結果を記録することが必要です。※特例は平 27.3.31 で終了のため。また、訪問日時、訪問者の名前等の記録もしておくこと）
- 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意署名（同意日も記入のこと）を得ること。
- 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び関係事業者に交付すること。
- モニタリングの結果、サービス等利用計画を変更する場合には、申請の勧奨を行い、新規同様（訪問→アセスメント→計画案への説明と同意→担当者会議→計画作成→計画への説明と同意→交付）の対応を行うこと。

計画相談支援については、指定基準第15条に基づきサービス提供を行ってください。指定基準第15条第2項第6号（同条第3項第3号において準用する場合を含む。）、第8号、第9号若しくは第10号から第12号まで（同条第3項第3号において準用する場合を含む。）又は同条第3項第2号に定める基準を満たさないで指定計画相談支援を行った場合は、サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費は算定できません。

⑦ 勤務体制の確保等（基準第20条第3項）

- ・事業者は、相談支援専門員の資質向上のために、その研修の機会を確保すること。

⑧ 掲示等（基準第23条第1項）

- ・事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制等を記載した重要事項を掲示すること。（ファイル綴じでも可能。）

⑨ 秘密保持等（基準第24条第3項）

- ・事業者は、サービス担当者会議において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ 文書により当該利用者又はその家族の同意を得ること。

⑩ 苦情解決（基準第27条第2項）

- ・事業者は、提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

6 計画相談支援事業等の算定に関する注意点

① 請求時のモニタリング日について

- ・利用者が計画、モニタリングに同意した日を、請求事由の発生日とみなします。請求時のモニタリング日＝同意日としてください。また、同意日の属する月が相談支援の請求上の提供月となることにご留意ください。

② 計画相談支援給付費の算定について

- ・モニタリングから一連の流れの中で利用支援に至った場合、モニタリング分（継続サービス利用支援費）は算定せずサービス利用支援費のみを算定してください。サービス追加の場合も同様です。

③ モニタリングについて

- ・モニタリングは指定された月に行ってください。内容を精査し、やむを得ない事由による場合はこの限りではありませんが、安易にモニタリングを先延ばしすることはやめてください。なお、計画作成についても同様です。

関係法令・関係通知

略 称	名 称
法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号）
児福法	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年 2 月 28 日厚生労働省令第 19 号）
児福施行規則	児童福祉法施行規則（昭和 23 年 3 月 31 日厚生省令第 11 号）
平 24 厚労令 28	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号）
基準解釈通知 (計画)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 22 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
平 24 厚労令 27	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 27 号）
基準解釈通知 (地域)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 21 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
平 24 厚労令 29	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号）
基準解釈通知 (児)	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 23 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
障害者虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年 6 月 24 日法律第 79 号）
平 24 厚労告 125	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 125 号）
平 24 厚労告 124	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 124 号）
報酬留意事項通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
平 24 厚労告 126	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 126 号）
報酬留意事項通知 (児)	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年 3 月 30 日障発第 0330 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

相談支援関係 Q&A

(H29.3.31 時点)

※平成30年度制度改正及び報酬改定に伴うものは示されていないので、変更が見込まれる箇所は斜線を入れています。

1 指定基準関係

【設備基準】

問1 指定相談支援事業所の相談室と、併設される障害福祉サービス事業所や障害児通所支援事業所の相談室を兼用することは可能か。

(答) 指定相談支援事業所及び併設される障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所の運営に支障がない場合は、兼用して差し支えない。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問1)

【受給資格の確認】

問2 指定基準において、受給者証により計画相談支援及び障害児相談支援の支給対象者であること等を確認することとされているが、サービス等利用計画案等の作成時点においては、受給者証が交付されていないため、不可能ではないか。

(答) 当該規定は、支給決定後に、指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供を求められた際の受給資格の確認について規定しているものである。

なお、サービス等利用計画案等の作成時点においては、市町村が通知する計画作成依頼書により市町村から依頼を受けた対象者であることを確認する。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問2)

【取扱件数】

問3 1人の相談支援専門員が受け持つ件数や人数に制限はないのか。

(答) 利用者の状況等により必要となるモニタリングの頻度が異なることから、~~1人の相談支援専門員が受け持つ件数や人数に制限は設けていないが、1人の相談支援専門員が適切に対応できる件数や人数とすること。~~

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問3 一部修正)

※ 平成30年3月14日の障害保健福祉関係主管課長会議において、相談支援専門員1人あたりの照準担当件数を35件/月と設定している。

【補助の業務】

問4 サービス等利用計画の作成については、厚生労働省令において「管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする。」と定められているが、相談支援専門員の資格を有していない補助職員が計画を作成し、相談支援専門員が管理監督した計

画を利用者に交付することは可能か。可能であれば、計画作成担当者は、補助職員となるのか、相談支援専門員となるのか。

(答) サービス等利用計画を作成するのは、相談支援専門員である。補助職員は相談支援専門員の指示の下に補助的業務を行うものである。なお、必ず相談支援専門員自ら行わなければならない業務は、

- ・居宅等への訪問による利用者等に対するアセスメントの実施
- ・利用者等へのサービス等利用計画案やサービス等利用計画の説明
- ・サービス担当者会議におけるサービス担当者への質問・意見の聴取

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問4 一部修正)

【アセスメント】

問5 児童福祉法に基づく障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準において、障害児支援利用計画を作成する際の留意点として「相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、必ず障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接して行わなければならない。」と規定されているが、次の場合についてはどうか。

- ① 自宅訪問よりも効果的なアセスメントができる場合や自宅訪問が難しい場合は、事前に行われる面接は、相談支援事業所や日中通っている保育園等で行ってもかまわないか。
- ② 作成時は、上記①の理由で自宅訪問しないことがあっても、モニタリング等を通じていつかは自宅訪問することでよいか。

(答) 障害児支援利用計画は、障害児の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要であることから、生活状況を十分把握する必要があり、その把握については、障害児及びその家族からの聞き取りだけでなく、自宅訪問により生活環境を見ることが重要である。

よって、①～②とも障害児支援利用計画の作成に先立ち自宅訪問が必要である。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問5)

2 指定事務関係

【指定に当たっての基本的な考え方】

問6 市町村直営の場合の「支給決定を行う組織とは独立した体制」の具体的な内容如何。

(答) 具体的な組織形態については、それぞれの市町村の実情が様々であることから、市町村がサービス等利用計画案を勘案し支給決定を行うこととされた法の趣旨を踏まえて、市町村において適切に判断していただきたい。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問7)

問7 障害者のみを対象として計画相談支援を実施する場合には、指定特定相談支援事業所のみの指定でよいか。

(答) お見込みのとおり。

なお、障害児から障害者への移行をスムーズに行う観点から、指定特定相談支援事業所と指定障害児相談支援事業所の両方の指定を受けることが望ましい。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問8 一部修正)

【その他留意事項】

問 8 都道府県と市町村は、1つの事業所から複数の種類（指定一般・特定・障害児）の指定の申請があった場合においては、指定にあたっての必要な情報の共有を図ることとされているが、その趣旨如何。

(答) 当該趣旨は、指定に当たって相談支援専門員の実務経験の判断等が異なることがないよう情報共有を図ることである。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係 Q & A 問 9)

【指定権者】

問 9 指定については、事業所の所在地の市町村が指定を行い、隣接の市町村など事業所が所在する市町村以外の市町村は指定しないという理解でよいか。

(答) お見込みのとおり。なお、利用者は、居住する市町村以外の市町村が指定した事業所についても、利用することが可能であることに留意。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係 Q & A 問 10)

問 10 指定事業所が、他の市町村に移転した場合の手続き如何。

(答) 他の市町村に移転する場合は、移転前の市町村に廃止届出書を提出するとともに、移転先の市町村に新規の指定申請を行うこととなる。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係 Q & A 問 11)

問 11 指定事業所が、当該市町村内で事業所を移転した場合の手続き如何。

(答) 当該市町村に変更届出書を提出することとなる。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係 Q & A 問 12)

【独自条件の付加】

問 12 指定特定相談支援事業所の指定について、サービス提供事業所と相談支援事業所の分離を図るために、市で独自の条件を付したいと考えているが可能か。

(答) 指定権者において基準省令以上の要件を課すことはできない。なお、相談支援事業所の指定基準については、市町村は条例を定める必要はないものである。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係 Q & A 問 13)

【相談支援専門員】

問 13 相談支援専門員の要件となる実務経験等について県の担当者は、1年180日以上×5年でないといけないと言うが、通算で5年以上900日以上を満たしていれば良いはずなので、180日従事していない年があっても要件を満たすと考えるが、いかがか。

(答) お見込みのとおり。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係 Q & A 問 15)

問 14 相談支援専門員の実務要件にある、「相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの」の基礎的な研修とは何を指すのか。

(答) 介護職員初任者研修に相当するものが該当する。

問 15 国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合は、どちらもカウントしてかまわないのか。

(答) 国家資格による業務であっても、相談支援業務及び直接支援業務としてカウントして差し支えない。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8年以上の実務経験ではなく、5年以上の実務経験となる。

問 16 保健所において「保健師」として30年勤務し、その間、通算10年以上精神保健相談業務に従事していた場合、その間の年数を実務経験と見なしてよいのか。

(答) お見込みのとおり。なお保健所については、診療所に準じたものとするほか、行政機関として児童相談所、更生相談所などに準じたものとも考えられる。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問16)

問 17 居宅介護支援事業所において相談支援の業務に従事していた期間は対象となるか。

(答) 居宅介護支援事業所も対象に含まれる。また、地域包括支援センターも対象と考えられ、当該センターにおいて相談支援の業務に従事した期間が対象となる。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問17)

3 支給決定通知・事務処理要領

【様式】

問 18 受給者証（障害福祉サービス・地域相談支援・障害児の受給者証）や申請様式（障害者・障害児）については、一体の様式とすることが可能か。

(答) お見込みのとおり。市町村において適宜工夫して活用されたい。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問18)

【受給者証】

問 19 入所者が地域相談支援を利用する場合は、地域相談支援受給者証と障害福祉サービス受給者証の両方を発行し、精神科病院入院患者が地域相談支援のみ利用する場合は地域相談支援受給者証のみ発行するのか。

(答) お見込みのとおり。(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問19)

【申請窓口】

問 20 計画相談支援と障害児相談支援の担当部局が別となる場合、申請についても各々の部局に行くこととなるのか。

(答) 利用者の申請手続の負担軽減を図るため、できる限り、1つの窓口において一体的な申請様式により申請を受け付けることが望ましい。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問20)

【基本相談支援】

問 21 指定相談支援事業者が行う「基本相談支援」と、「地域生活支援事業の相談支援事業」との関係についてお示しいただきたい。

(答) 「基本相談支援」とは、質の高い計画相談支援を提示する上で重要な基盤となるものであるが、指定特定相談支援事業所が計画相談支援に必要な範囲で行うものである。一方、「地域生活支援事業の相談支援事業」は市町村の責務として、一般的な相談、計画相談支援の対象とならない事例や支援区分認定が難しい事例に対しても積極的かつ真摯に対応するものである。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問21 修正)

問 22 計画相談支援の対象者で、モニタリング月ではない時も随時相談があったり、電話が頻回で対応をしなければならない場合も基本相談支援で対応をしなければならないのか。こういう場合は、委託相談支援事業所が担当することとしてよいか。または、地域定着支援事業で対応することはできないか。

(答) 計画相談支援以外の相談支援が日常的に必要な場合は、委託相談支援事業所と連携したり、必要に応じてモニタリングの回数を増やすなどの対応も検討されたい。

地域定着支援の対象となる者（単身等であって地域生活が不安定な者）である場合には、支給決定の上で地域定着支援で対応することも想定される。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問22)

【対象者】

問 23 地域移行支援及び地域定着支援の給付決定に当たり、サービス等利用計画の作成は必要か。

(答) 地域移行支援・地域定着支援を利用する者についても障害福祉サービスと同様に、サービス等利用計画の作成が必要である。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問23 一部修正)

問 24 地域活動支援センター等の地域生活支援事業のみのサービス利用者は、計画相談支援の対象外か。

(答) お見込みのとおり。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問24)

問 25 重度包括支援の利用者も計画相談の対象という扱いでよろしいか。

(答) 重度包括支援を利用する場合も、サービス等利用計画案は必要である。重度包括支援を利用する場合はニーズ等が複雑な場合が多いと思われ、相談支援事業者によってニーズ整理を行い他の障害福祉サービス等の利用も検討した上で、重度包括支援の利用となることが想定される。

なお、重度包括支援の場合、通常の調整はサービス提供責任者が行うので、支給決定の最終月のモニタリング（継続の可否の判断）のみ行うことを想定して、1年に1回のモニタリングとしているところである。（H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問26）

問 26 介護保険制度のケアプラン作成対象者の場合であって、障害福祉サービス固有の重度訪問介護による外出支援等、障害福祉の観点からその必要性や支給量について判断する必要がある場合については、サービス等利用計画の作成対象者として良いか。

(答) 市町村が支給決定に当たってサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合には、作成対象者として差し支えない。

- 「市町村が必要と認める場合」とは、基本的には、介護保険のケアマネジャーが障害福祉サービスも含めたプランを作成すべきであるが、ケアマネジャーだけでプランを作成するのが困難な場合等を想定している。（H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問27）

【支給決定プロセス】

問 27 サービス等利用計画案等の提出依頼については、文書によることが必須か。

(答) 指定特定・障害児相談支援事業者が計画案の作成に当たって、市町村の依頼を受けた者であることを確認できるよう、文書による提出依頼を行うことを必須としている。

（H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問28）

問 28 サービス等利用計画案等の提出依頼は、申請後直ちに行うこととしているが、市町村への計画案の提出は障害程度区分の認定後ということによいか。

(答) サービス等利用計画案等の提出依頼は、申請から支給決定までの期間の短縮化を図るため、申請後直ちに行うこととしているが、介護給付費に係るサービス利用に当たっては障害程度区分の認定を踏まえてサービス等利用計画案等を作成する必要があるため、当該計画案の提出は障害程度区分認定後となる。

（H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問29 一部修正）

【モニタリング】

問 29 モニタリング期間の設定についての考え方如何。

(答) モニタリング期間については、障害者等の心身の状況、環境、生活課題、援助方針、サービスの種類・内容・量などを勘案して定める必要がある。

具体的には、指定特定相談支援事業者が、サービス等利用計画案において、個々のサービスの効果・必要性を判断すべき時期を設定した上でモニタリング期間の提案をしたものを踏まえ、市町村が設定する。

○一般的には、状態が不安定で障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を頻回に行わなければならない場合等はモニタリング期間が短くなることが想定され、逆に、状態が安定している場合等はモニタリング期間が長くなることが想定される。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問30)

問30 計画相談支援給付費等の支給期間やモニタリングの実施月等の具体例を示してほしい。

(答) 例1) サービスの支給決定(更新)の有効期間がH28.5.1~H29.4.30で、モニタリング期間を3月ごととする場合。

- 1 計画相談支援給付費等の支給期間 H28.5~H29.4
- 2 受給者証のモニタリング期間の記載 3月ごと (H28.7~H29.4)
- 3 継続サービス利用支援の実施月 H28.7→H28.10→H29.1→H29.4

例2) サービスの支給決定(新規)の有効期間がH28.5.1~H29.4.30で、モニタリング期間を毎月(利用開始から3ヶ月間以内)とする場合。

- 1 計画相談支援給付費等の支給期間 H28.4(計画作成月)~H29.4
- 2 受給者証のモニタリング期間の記載 毎月ごと (H28.5~H28.7)
- 3 継続サービス利用支援の実施月 H28.5→H28.6→H28.7

※H28.7に、市町村がモニタリング期間の変更について通知。

この場合にモニタリング期間を6月ごとに変更する場合は以下のとおり。

- 1 計画相談支援給付費等の支給期間 上記から変更なし
- 2 受給者証のモニタリング期間の記載 6月ごと (H28.10~H29.4)
- 3 継続サービス利用支援の実施月 H28.10→H29.4

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問31 一部修正)

問31 支給期間の終期月とモニタリングの最終月が一致しない場合の取扱いはどうしたらよいか。

(答) 支給期間の終期月には必ずモニタリングを行う必要があるため、モニタリングの最終月を支給決定期間の終期月に設定し、そこから遡ってモニタリング月を設定されたい。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問32)

問32 新規申請や変更申請の場合で、月の途中で支給決定をした場合のモニタリング期間の設定を3か月毎月モニタリングと設定した場合、モニタリング期間の開始時期は支給決定した月から3か月か、支給決定した翌月から3か月か。

(答) どちらでも良い。サービス等利用計画のモニタリング時期を参考に、市町村が決定することとなる。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問33)

問 33 訓練等給付は、暫定支給決定を2か月間を上限として行うが、暫定支給決定から支給決定を行う際には、改めて指定特定相談事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求める必要はないこととなっている。訓練等給付の暫定支給決定をした人のモニタリング期間の開始時期は、暫定支給決定の期間の開始月からということによいか。

(答) お見込みのとおり。 (H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問34)

問 34 サービス等利用計画等について、短期入所等、単一サービスのみの利用であっても、サービス等利用計画等を作成し、モニタリングを実施する必要があるのか。

(答) 単一サービスの利用であっても、その他のサービスの利用の必要性も含め適切なサービスの検討が必要となることから、計画作成や一定期間ごとのモニタリングを実施する必要がある。

なお、モニタリング期間については、市町村において、標準期間を踏まえ、サービスの種類や量、その他の状況等を勘案して個別に判断されたい。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問35)

問 35 障害福祉サービス等の支給決定は受けたものの、実際の障害福祉サービス等の利用がなかった場合でも、モニタリング月に継続サービス利用支援を行うのか。

(答) 障害福祉サービス等の利用がない場合でも、モニタリング月には継続サービス利用支援を行い、状況を把握した上でサービス内容の変更等が必要かを判断することとなる。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問36)

問 36 「相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング等の取扱い」については、相談支援専門員が担当する障害者等に直接サービス提供を行うか否かに関わらず、当該相談支援専門員が、担当する障害者等が利用するサービス提供事業所の職員と兼務する場合は、当該相談支援専門員がモニタリング等を行うことは望ましくないとの考えか。

(答) お見込みのとおり。 (H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問37)

問 37 「相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング等の取扱い」については、障害者等が当該相談支援専門員を希望する場合は、「市町村がやむを得ないと認める場合」として、引き続き当該相談支援専門員によるモニタリング等を認めてよいか。

(答) 障害者等が希望する場合であっても、サービス提供事業所との中立性の確保やサービス提供事業所の職員と異なる視点での検討が欠如しかねず望ましくないため、当該障害者等に制度の趣旨を説明し理解を求めること。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問38)

問 38 相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合は、兼務する事業所の利用者のモニタリングを実施することができないこととされているが、同一法人の他の事業所を利用する利用者のモニタリングは実施できるということによいか。

(答) お見込みのとおり。 (H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問 39)

問 39 計画作成後に遠方の施設に入所した場合、モニタリングは現に契約している指定特定相談支援事業所から施設の近くの事業所に委託可能か。

(答) 業務の全てを他の事業所へ委託することは認められない。遠方の施設であって事業所が出向くことができない場合は、施設近くの相談支援事業所に引き継ぐことが想定される。
(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問 40)

問 40 サービス等利用計画及び障害児支援利用計画は、指定基準において、市町村への提出が義務づけられているが、モニタリング結果については市町村にモニタリング記録等の書類を提出する必要があるか。

(答) モニタリングについては、以下に掲げる場合等、必要な時にモニタリング結果を報告することとする。

- ・ 支給決定の更新や変更が必要となる場合
- ・ モニタリング期間を設定し直す必要がある場合 等

○ 上記に加え市町村が毎回モニタリング結果について報告を求めることも可能である。
(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問 41)

【セルフプラン】

問 41 指定特定・障害児相談支援事業者以外の者が計画を作成する場合の作成主体は、誰を想定しているのか。

(答) 「指定特定・障害児相談支援事業者以外の者」については、基本的には制限はなく、本人や家族、支援者等が作成したものを想定している。
なお、サービス等利用計画案等は、市町村が支給決定に当たって勘案するものであるため、市町村の支給決定を行う担当職員が作成することは想定していない。
(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問 42)

問 42 利用者本人が作成するサービス等利用計画（セルフプラン）の場合も、指定特定相談支援事業者が提出するものと同じ様式で提出しなければならないのか。また、当事者の意向や目標達成時期等、すべての項目を記入しなければならないのか。支給決定を行う市町村の裁量で、項目を減らす等はできないのか。

(答) サービス等利用計画の様式は、国で示している様式例を参考に市町村で定めることになっており、セルフプランについても市町村の判断でセルフプラン用の様式を定めること

も可能であるが、当事者の意向や生活全般の解決すべき課題、目標達成時期、サービスの種類・内容・量等省令で示している項目については省略することはできない。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問43)

問43 例えば身体障害の場合は利用者本人が作成するサービス等利用計画（セルフプラン）の提出を求めるなど、市町村でサービス等利用計画案と利用者本人が作成するサービス等利用計画（セルフプラン）との場合を分けて申請者に指示してよいか。

(答) 利用者本人が作成するサービス等利用計画（セルフプラン）は、申請者の希望により指定特定相談支援事業者が作成するプランに代えて提出することができるものであり、利用者が希望していないにも関わらず市町村が提出を求めることは適当ではない。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問44)

4 報酬関係

【請求のタイミング】

問44 サービス利用支援は、サービス等利用計画を作成した日が属する月分（以下の場合には平成28年4月分）として翌月に請求するののか。

(例) 支給決定の通知日平成28年4月10日、計画作成平成28年4月20日、サービスの有効期間平成28年5月1日～4月分として5月に請求

(答) お見込みのとおり。(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問45 一部修正)

問45 計画相談支援給付費が発生する時点は、いつか。

(答) 計画相談支援給付費が発生するのは、市町村から障害福祉サービス等の支給決定を受けた後に、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画を作成し、利用者から文書により同意を得た時点である。(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問46)

【障害児相談支援対象保護者に指定計画相談支援を行う場合】

問46 障害福祉サービスと障害児通所支援の両方のサービスを利用する障害児については、計画相談支援と障害児相談支援の両方を一体的に実施することとなるが、報酬については、障害児相談支援のみの報酬が算定されるという理解でよいか。

(答) お見込みのとおり。なお、18歳以上の障害者が放課後等デイサービスを利用する場合も、その者を障害児とみなして障害児支援利用計画を作成し、障害児相談支援のみの報酬が算定される。(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問47 一部修正)

【介護保険の対象者の場合】

問47 介護保険の対象者の場合、同じ者（ケアマネジャーと相談支援専門員を同一人物が行う）が一体的にプランを作成すると減算されることが報酬告示で示されている。

介護保険のケアプランを作っている者と障害者総合支援法のサービス等利用計画を作っている者が別々である場合、報酬を両方が100%請求できるのか。

(答) 請求できる。なお、利用者の立場に立った支援を行うためには、両者で調整しながらプランを作成する必要がある。(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問48 一部修正)

【申請却下の場合】

問48 障害福祉サービス等の申請却下の場合、計画相談支援給付費等は支給されないのか

(答) お見込みのとおり。(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問49)

【利用者が死亡した場合】

問49 指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画案の作成はしたが、サービス等利用計画を作成し、利用者から文書により同意を得る前に利用者が死亡した場合は、サービス利用支援費の算定は可能か。

(答) サービス利用支援費の算定はできない。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問50)

【継続サービス利用支援費】

問50 モニタリングの結果、サービス等利用計画等の変更や新たな支給決定等に係る勧奨が必要ない場合であっても、継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助の報酬は算定できるか。

(答) 算定できる。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問51)

【契約変更した場合】

問51 指定特定相談支援事業者の廃止や利用者の市町村内の転居等により、別の指定特定相談支援事業者に契約変更した場合であって、契約変更後の指定特定相談支援事業者が、契約変更前の指定特定相談支援事業者からサービス等利用計画を引き継ぎ、利用者の状況を把握するため利用者面接したりサービス担当者会議を行う等モニタリングを行った場合に、継続サービス利用支援費を算定することは可能か。

(答) 契約変更後の指定特定相談支援事業者がモニタリング月ではない月に継続サービス利用支援を行う場合には、市町村に報告し、モニタリング期間の変更を行った上で継続サービス利用支援費を算定することは可能である。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問52)

【計画相談支援給付費の算定の考え方】

問52 計画相談支援給付費の算定に当たっての基本的な考え方如何。

(答) ~~サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費は、月額報酬のため同一の月に複数回行ったとしてもサービス利用支援費については1,611単位、継続サービス利用支援費については1,310単位しか算定することはできない。~~

- 同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。
- サービス利用支援を行った後、同一の月に継続サービス利用支援を行った場合は、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できる。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問53 一部修正)

【同一の月に指定サービス利用支援を複数回行う場合】

問53 障害福祉サービスの利用に係る支給決定を受け、サービス利用支援を行った直後に、利用者の心身の状況の急変や転居による環境の変化等により、新たな障害福祉サービス等の申請又は支給決定の変更の申請を行うことが必要となり、同一の月にサービス利用支援を2回行うこととなった場合、同一の月にサービス利用支援費を2回分算定してもよいか。

(答) ~~サービス利用支援費は、月額報酬のため、同一の月に複数回行ったとしても1,611単位しか算定することはできない。~~

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問54 一部修正)

【同一の月に指定継続サービス利用支援を複数回行う場合】

問54 モニタリング期間が1月（毎月）ごとと決定されている利用者で、やむを得ない事由により継続サービス利用支援を行うのがモニタリング月の翌月となった場合、前月実施予定だった継続サービス利用支援と当月実施予定となっている継続サービス利用支援を同一の月に行うことになるが、継続サービス利用支援費は2回分算定することは可能か。

(答) ~~継続サービス利用支援費は、月額報酬のため、同一の月に複数回行ったとしても1,310単位しか算定することはできない。~~

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問55 一部修正)

【指定継続サービス利用支援を行った結果指定サービス利用支援を行う場合】

問55 継続サービス利用支援を行った結果、利用者の状態に変化があり、新たな支給決定若しくは支給量の変更等の必要が生じた場合、新たなサービス等利用計画を作成する必要があるため、継続支援サービス利用ではなくサービス利用支援として~~1611~~単位/月を算定できるか。

(答) お見込みのとおり。

- なお、継続サービス利用支援を行った結果サービス等利用計画を作成するという一連の流れで行っている場合は、計画作成のアセスメントのプロセスをモニタリング（継続サービス利用支援）で行えているため、月をまたいだ場合も同様に継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問56 一部修正)

【同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合】

問 56 継続サービス利用支援を行った直後に、利用者の心身の状況の急変や転居による環境の変化等により、新たな障害福祉サービス等の申請又は支給決定の変更の申請を行うことが必要となり、同一の月に継続サービス利用支援とサービス等利用支援を行うこととなった。継続サービス利用支援とサービス利用支援を一連の流れで行ったわけではないので、継続サービス利用支援費及びサービス利用支援費の両方を算定してもよいか。

(答) 同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係 Q & A 問 57)

問 57 障害福祉サービスの体験利用（短期間）を行うための支給決定に係るサービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための継続サービス利用支援を行い、その結果支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係るサービス利用支援を行った場合には、計画相談支援費の算定はどのように行うこととなるのか。

(答) 同一の月にサービス利用支援と継続サービス利用支援を行うことと市町村が決定した者については、サービス利用支援費と継続サービス利用支援費を算定する。さらに、同一の月にサービス利用支援を行った場合であっても、サービス利用支援費は月額報酬のため、サービス利用支援を行った回数分請求することはできない。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係 Q & A 問 58)

【契約変更した場合】

問 58 契約変更前の指定特定相談支援事業者が継続サービス利用支援を行った場合は、同一月に契約変更後の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定できるか。

(答) 契約変更後の指定特定相談支援事業者が継続サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費を算定できるが、その場合には、契約変更前の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定できない。

このような場合、変更前の指定特定相談支援事業者は、転居等に関する利用者の意向を確認しておくべきである。なお、契約変更後の指定特定相談支援事業者にケースを引き継ぐ場合には、ケースを円滑に引き継げるよう配慮すること。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係 Q & A 問 59)

問 59 障害福祉サービス等の支給決定の終期月等において継続サービス利用支援を行った後に、別の指定特定相談支援事業者が同一の月にサービス利用支援を行った場合、契約変更前の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を、契約変更後の指定特定相談支援事業者はサービス利用支援費を算定できるか。

(答) 同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定することとされているため、契約変更前の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定できず、契約変更後の指定特定相談支援事業者のみサービス利用支援費を算定する。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係 Q & A 問 60)

問 60 サービス利用支援を行った後に、指定特定相談支援事業者の廃止や利用者の市町村内の転居等により、別の指定特定相談支援事業者に契約変更した場合であって、同一の月に契約変更後の指定特定相談支援事業者が、契約変更前の指定特定相談支援事業者からサービス等利用計画を引き継ぎ、利用者の状況を把握するため利用者と面接したりサービス担当者会議を行う等モニタリングを行った場合に、契約変更前の指定特定相談支援事業者はサービス利用支援費を、契約変更後の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定することは可能と考えるが、いかがか。

(答) お見込みのとおり。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問61)

【転出・転入】

問 61 サービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った後に、利用者が市町村外に転出し、同一の月に転出先の市町村で障害福祉サービス等の申請に係るサービス利用支援を別の指定特定相談支援事業者が行った場合、両方の指定特定相談支援事業者が計画相談支援給付費を算定できると考えるが、いかがか。

(答) お見込みのとおり。転出に伴い支給決定を行う市町村が変わった場合は、同一の月であってもサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定できる。

この場合、指定特定相談支援事業者は、利用者の転出予定等を事前に確認しておくべきであり、転出先の指定特定相談支援事業者に円滑に引き継げるよう配慮すること。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問62)

【障害児から障害者へ切り替わる際の取扱い】

問 62 障害児通所支援から障害福祉サービス等に利用するサービス等が切り替わる際に、障害児相談支援の支給期間の終期月に指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して継続障害児支援利用援助を行い、同一の月に、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者に対してサービス利用支援を行った場合、指定障害児相談支援事業者が継続障害児支援利用援助費を、指定特定相談支援事業者がサービス利用支援費を算定することは可能か。

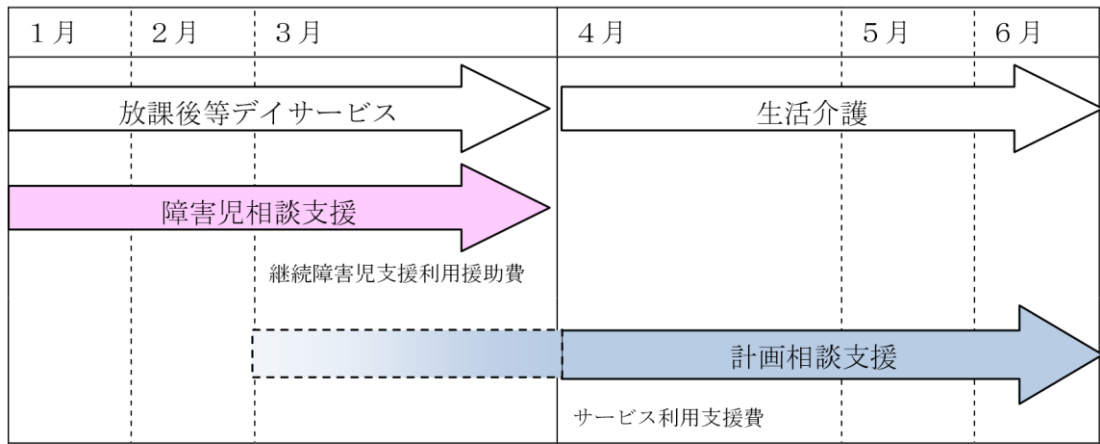
(答) 報酬告示において「障害児相談支援対象保護者に対して、指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。」とされているため、同一月に指定特定相談支援事業者がサービス利用支援費を算定することはできない。

したがって、サービス等利用計画を作成し、利用者から文書による同意を得る日を、障害児相談支援の支給期間の終期月の翌月に属する日とすること。

なお、この取扱いについては、指定障害児相談支援事業者から指定特定相談支援事業者へケースを引き継ぐ場合も、指定障害児相談支援事業者と指定特定相談支援事業者の両方の指定を受けている事業者がケースを受け持つ場合も同じである。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問63)

(例)



【特定事業所加算】

問 63 特定事業所加算の算定要件にある常勤の相談支援専門員の考え方如何。

(答) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成 18 年 12 月 6 日障発 1206001) 第二の 2 の (3) の規定に準じた取扱いとする。

(H 2 7 . 3 . 3 1 平成 2 7 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A 問 53)

問 64 相談支援給付費の特定事業所加算を取得した事業所は、毎月「所定の記録」を策定しなければならないこととされているが、その様式は示されるのか。

(答) 標準様式に従い、毎月作成し、5 年間保存しなければならない。

(H 2 7 . 3 . 3 1 平成 2 7 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A 問 54)

問 65 特定事業所加算における相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の具体的な取扱いについて示されたい。

(答) 相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の取扱いについては、各月の前月の末日時点で研修を修了している者とし、修了証の写しにより受講の事実を確認するものとする。

(H 2 7 . 3 . 3 1 平成 2 7 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A 問 55)

問 66 特定事業所加算の要件にある基幹相談支援センター等とは基幹相談支援センター以外に何が想定されるのか。

(答) (自立支援) 協議会や委託相談支援事業所を想定している。

なお、当該月に支援困難ケースの照会実績がない場合でも、加算の算定は可能である。

(H 2 7 . 3 . 3 1 平成 2 7 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A 問 56)

問 67 特定事業所加算の算定要件は、報酬告示によると常勤かつ専従の相談支援専門員を 3 名以上配置する必要があるとのことだが、留意事項通知では 3 名配置された常勤かつ専従の相談支援専門員のうち、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員 1 名以上含む 2 名を除いた相談支援専門員は、当該指定特定(障害児)相談支援事業所の業務に支障がなければ同一敷地内にある他の事業所の職務の兼務も認めるとしている。

要するに 3 人目以上の相談支援専門員については条件にあてはまれば実質的に兼務を認めるということか。

(答) お見込みのとおり。ただし、当該加算の趣旨を十分踏まえ、兼務により当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がないことを必ず担保するよう留意されたい。

(H27. 4. 30平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A問36)

問68 特定事業所加算の要件として、伝達等を目的とした会議を定期的に行うこととあるが、事業所内の相談支援専門員による会議で差し支えないのか。それとも、利用者、家族や関係機関（サービス提供事業所等）の関係者を集めた会議を開催する必要があるのか。

(答) 当該相談支援事業所内の相談支援専門員による会議で差し支えない。

問69 特定事業所加算の要件として、二十四時間体制の確保があるが、二十四時間開所しておく必要はなく、二十四時間連絡が取れる体制を確保しておくことで足りるのか。また利用者等とあるので、利用者の家族や利用しているサービス提供事業所も対象になるのか。

(答) お見込みのとおり。

【障害児相談支援における初回加算】

問70 障害児相談支援に係る初回加算は、事業所の変更や転居等に伴い、違う事業所が新規で作成する場合も対象になるのか。

(答) 障害児相談支援対象保護者が、新規に障害児支援利用計画を作成する場合や、前6月間において障害児通所支援や障害福祉サービスの利用がない場合に対象となるものなので、事業所が変更になるだけでは対象にならない。

なお、セルフプランにより支給決定を受けている障害児が、初めて障害児利用計画を作成する場合も初回加算の対象となる。

5 その他

【基幹相談支援センター】

問71 地域生活支援事業費補助金の基幹相談支援センター等機能強化事業については、専門的職員の配置は基幹相談支援センター以外の相談支援事業所も補助対象となりうるが、地域の相談支援体制の強化の取組及び地域移行・地域定着の促進の取組は基幹相談支援センターのみが補助対象となるという理解でよいか。

(答) お見込みのとおりであるが、専門的職員の配置についても基幹相談支援センターを設置した上で補助することが望ましい。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A問64一部修正)

【指定管理】

問72 市の福祉センターの運営について、指定特定相談支援事業を行っている法人に対し指定管理により委託している。市からは、相談支援についても指定管理料に含まれていると考えているので、指定管理者が指定特定相談支援事業者として行った計画相談に係る給付費について、国保連から事業所ではなく市に支払うこととしたい。

(答) 計画相談支援給付費は、指定特定相談支援事業者の指定を受けている者に支払われるものであるから、市が自らを指定特定相談支援事業者として指定していないのであれば、国民健康保険団体連合会から市に支払うことはできない。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A問65)

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1

(平成 30 年3月 30 日) より抜粋

【目次】

1. 障害福祉サービス等における共通的事項	1
(1)加算等の届出	1
(2)共生型サービス	1
(3)地域生活支援拠点等	6
(4) その他障害福祉サービス等における横断的事項	9
5. 相談支援	27
(1)計画相談支援・障害児相談支援	27
(2)地域移行支援・地域定着支援	32

1. 障害福祉サービス等における共通的事項

(1)加算等の届出

(加算等の届出)

問1 加算に係る届出については、毎月15日までに行わなければ翌月から算定できないが、制度改正の影響により届出が間に合わなかった場合の特例はあるのか。また、「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」についても、特例の措置はあるのか。

(答)

平成30年4月1日から加算等の対象となるサービス提供が適切になされているにも関わらず、届出が間に合わないといった場合については、平成30年4月中に届出が受理された場合に限り、4月1日に遡って、加算を算定できる取扱いとする。

また、「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」を4月中に提出された場合も、4月1日に遡って適用する。

なお、具体的な届出日については、各都道府県国保連合会と調整の上、各都道府県による柔軟な設定を行って差し支えない。

※ 本特例は平成30年4月1日から施行される制度に関する事項に限定されるものであり、従来から継続して実施されているものについてはこの限りではない。

(中略)

(3)地域生活支援拠点等

(運営規程)

問13 地域生活支援拠点等相談強化加算（計画相談）、体験利用支援加算（地域移行）、体験利用加算（各日中活動サービス）、体験宿泊支援加算（施設入所）、地域体制強化共同支援加算（計画相談）については、運営規程に地域生活支援拠点等に位置付けられていることが要件になっているが、実際に事業所が地域生活支援拠点等に位置付けられているか否かをどのように確認すればよいか。

(答)

地域生活支援拠点等は、市町村又は障害保健福祉圏域で整備することになるため、事業所が地域生活支援拠点等に位置付けられているか否かは、事業所の所在する市町村等に確認されたい。

なお、都道府県においては、平時から市町村と連携し、各市町村内で地域生活支援拠点等に位置付けられている事業所等を把握しておくことが望ましい。

(相談機能(地域生活支援拠点等相談強化加算)①)

問14 「障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者」とはどのような者か。

(答)

例えば、単身の障害者で普段は緊急対応を要さないため、地域定着支援の支給対象にはならなかったが、

- ・家族、第三者からの権利侵害、虐待等により、一時的に緊急短期入所の対応を要した
- ・精神障害による病状悪化のため、一時的に緊急短期入所の対応を要した

等の者が考えられるが、当該利用者やその家族の状況等を踏まえて、市町村において判断されたい。

(相談機能(地域生活支援拠点等相談強化加算)②)

問15 拠点等が整備済の市町村等において拠点等に位置付けられている特定相談支援事業所が、拠点等が未整備である他市町村等の利用者に対して支援を行っている場合、拠点等の加算(地域生活支援拠点等相談強化加算、地域体制強化共同支援加算)の算定は可能か。

(答)

当該事業所が拠点等に位置づけられていれば加算を算定できる。

ただし、当該事業所が個別支援計画を作成している利用者に限る。

(相談機能(地域生活支援拠点等相談強化加算③)、地域の体制づくり機能(地域体制強化共同支援加算)①)

問16 市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている指定特定相談支援事業所の当該加算の取扱い如何。

(答)

当該加算については、計画相談支援事業所を対象にしていることから、要件を満たせば算定可能である。ただし、算定に当たっては、当該加算に係る計画相談支援事業所の支援や負担等に対する評価と障害者相談支援事業の委託を受ける際の業務内容とそれに係る費用について市町村と十分に協議し、整理の上、算定されたい。

(緊急時受入・対応機能(緊急短期入所受入加算、定員超過特例加算))

問17 「介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由」について、具体的な事例はどのようなものか。

(答)

例えば、

- ・介護をしていた親が急病や事故により、長期間入院することとなった場合
- ・介護をしていた親が長期出張等のため、一定期間介護が難しくなった場合

- ・虐待の恐れがあり帰宅に時間を要する場合
- ・大規模災害により避難し帰宅に時間を要する場合

等が考えられるが、当該利用者やその家族の状況等を踏まえて、市町村において判断されたい。

(緊急時受入・対応機能 (定員超過特例加算②))

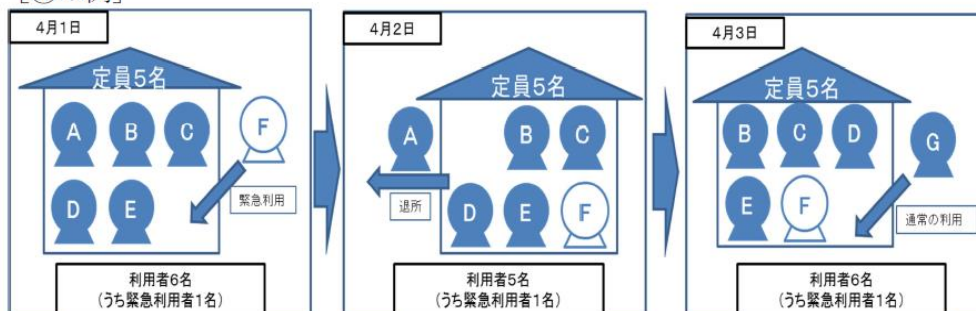
問 18

- ① 緊急の受入れを行ったことで定員超過になり、定員超過特例加算を算定したが、翌日には別の利用者が退所したことで、定員超過が解消され、定員超過特例加算の算定を終了した。その2日後に、元々利用の予約が入っていた利用者を受け入れたことで再び定員超過となった。この場合、改めて定員超過特例加算を算定することはできるか。
- ② 1人の緊急受入れを行ったが、その他に元々予定されていた利用者2人の受入れもあり、合計2人定員を超過した。この場合にも、定員超過特例加算は算定できるのか。また、定員超過減算は適用されないのか。

(答)

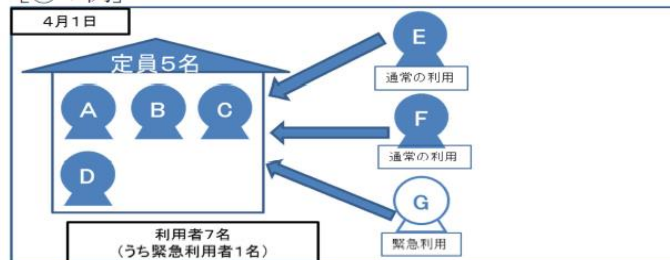
- ① 緊急の受入れを行った日から起算して10日以内について、緊急の受入れが要因となって定員超過となっている場合は、定員超過特例加算の算定が可能である。
- ② 緊急の受入れを行った場合であっても、緊急の受入れを要因としない定員超過が生じている場合は、定員超過特例加算は算定できず、定員超過減算の適用となる。

[①の例]



4月1日及び3日については、緊急利用者1名の受け入れが、定員超過の要因となっているため、定員超過特例加算の算定が可能

[②の例]



緊急利用者1名の受け入れの有無によらず、定員超過となっているため、定員超過特例加算の算定は不可。(定員超過減算を適用)

(緊急時受入・対応機能 (定員超過特例加算③))

問 19 ベッドが満床である場合であっても、やむを得ず緊急の受入れを行う場合は、受け入れることは可能か。

(答)

介護者が急病や事故により、長期間入院することとなった等の理由により受け入れる場合は、一時的かつ限定的な取扱いとして、利用者へのサービス提供に十分な配慮の上、支障がないことをもって、必ずしも居室でなくても受け入れることを可能とする。

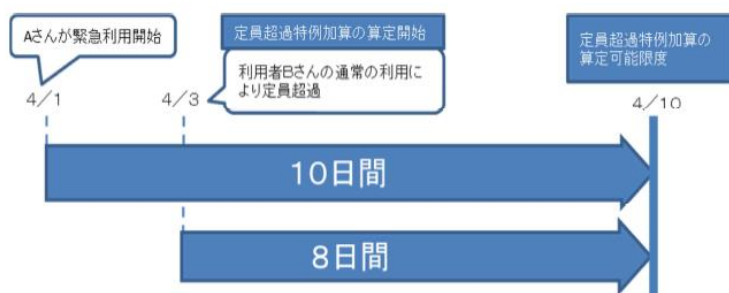
(緊急時受入・対応機能 (定員超過特例加算④))

問 20 定員超過特例加算の算定が可能な期間について、具体的な取扱い如何。

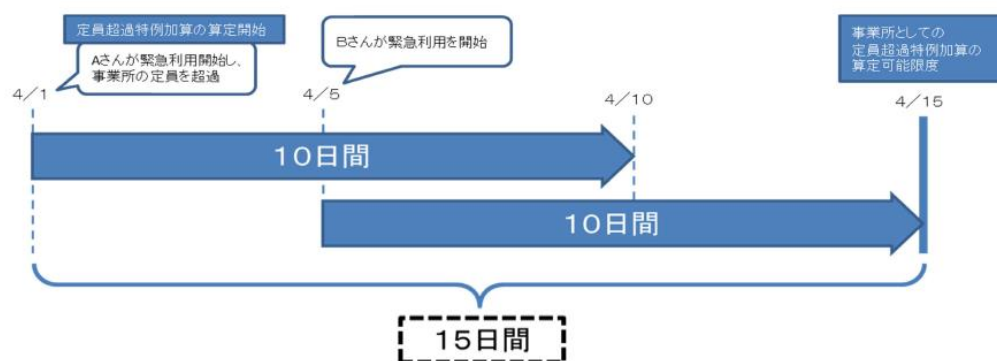
(答)

定員超過特例加算は、緊急利用を行った利用者ごとに、緊急利用を行った日から10日を限度として算定を可能とする。

(例 1)



(例 2)



(地域の体制づくり機能 (地域体制強化共同支援加算))

問 20 「福祉サービス等を提供する事業者」には、医療機関や教育機関等は含まれるか。

(答)

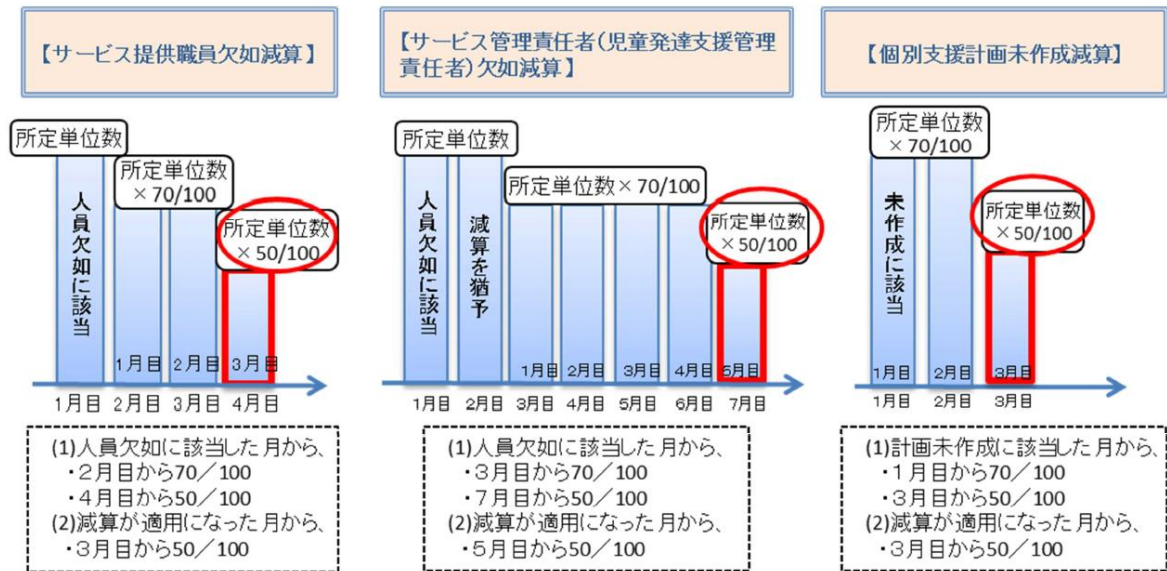
医療機関や教育機関等の事業者をはじめ、利用者を取り巻く関係者 (ボランティア、自治会等) を含む。

(4)その他障害福祉サービス等における横断的事項

(各種減算)

問 21 各種減算の単位数について、具体的な取り扱い如何。

(答) 以下の通りの取扱いとなる。



(送迎加算)

問 22 1回の送迎につき、10人の送迎を行っているが、そのうち1人について同一敷地内への送迎を行った場合、全員について所定単位数の70%を算定するのか。

(答)

同一敷地内の者についてのみ、所定単位数の70%を算定する。

(中略)

5. 相談支援

(1)計画相談支援・障害児相談支援

(基本報酬①)

問 76 モニタリング標準期間の一部が見直されたが、利用者の状況に応じてそれ以外の期間を設定してもよいか。

(答)

施行規則で示すモニタリング標準期間は、従前どおりあくまで市町村が決定する際の勘案事項であるため、利用者の状態等に応じて、例えば標準期間が6月に1回のところを3月に1回としても差し支えない。

なお、以下に示す状態像の利用者については、標準期間よりもさらに短い期間で設定することが望ましい。

【計画相談支援】

- ・ 生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・ 利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者

【障害児相談支援】

- ・ 学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化のおそれのある者
- ・ 就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

(基本報酬②)

問 77 相談支援専門員 1 人当たりの取扱件数には、基本報酬以外の加算の件数も含むのか。また、計画相談支援を行う事業所が地域相談支援の事業の指定も併せて受けており、相談支援専門員が地域相談支援における対応も実施している場合、当該件数も含まれるのか。

(答)

取扱件数は、1 月間に実施したサービス利用支援、継続サービス利用支援、障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助の合計数であり、基本報酬以外の加算や地域相談支援の事業として対応した件数は含めない。

(基本報酬③)

問 78 例えば、相談支援事業所において、1 月から 8 月までの取扱件数及び相談支援専門員の配置数が以下のとおりであった場合、7 月、8 月の請求分において、サービス利用支援費 (Ⅱ) 又は継続サービス利用支援費 (Ⅱ) (以下「基本報酬 (Ⅱ)」という。) を何件算定するのか。

月	1	2	3	4	5	6	7	
対応件数合計(件)	45	45	60	45	45	50	60	75
うち計画相談	30	30	30	25	30	30	40	50
うち障害児相談	15	15	30	20	15	20	20	25
相談支援専門員(人)	1	1	1	1	1	2	2	2

(答)

基本報酬 (Ⅱ) を算定する件数は、取扱件数 (1 月間に計画作成又はモニタリングを行った計画相談支援対象障害者等の数 (前 6 月の平均値) ÷ 相談支援専門員の員数 (前 6 月の平均値)) が 40 以上である場合において、40 以上の部分に相談支援専門員の員数 (前 6 月の平均値) を乗じて得た数 (小数点以下の端数は切り捨てる。) により算定することとなり、上記例の場合では以下のとおりとなる。

① 7月分の請求について

- ・ 計画相談支援対象障害者等の数（1月から6月の平均値）

$$\rightarrow (45+45+60+45+45+50) \div 6 = 48.333\cdots \text{ (A)}$$

- ・ 相談支援専門員の員数（1月から6月の平均値）

$$\rightarrow (1+1+1+1+1+2) \div 6 = 1.166\cdots \text{ (B)}$$

- ・ 取扱件数 $\rightarrow (A) \div (B) = 41.428\cdots \text{ (C)} \geq 40$

のため、基本報酬（Ⅱ）を算定する必要があり、算定する件数は

$$((C) - 39) \times (B) = 2.833\cdots \text{ となり、小数点以下の端数を切り捨てた2件となる。}$$

なお、計画相談支援と障害児相談支援を一体的に実施しているため、計画相談支援の7月の請求件数40件のうち2件を基本報酬（Ⅱ）で算定する。

② 8月分の請求について

- ・ 計画相談支援対象障害者等の数（2月から7月の平均値）

$$\rightarrow (45+60+45+45+50+60) \div 6 = 50.833\cdots \text{ (A)}$$

- ・ 相談支援専門員の員数（2月から7月の平均値）

$$\rightarrow (1+1+1+1+2+2) \div 6 = 1.333\cdots \text{ (B)}$$

- ・ 取扱件数 $\rightarrow (A) \div (B) = 38.125 \text{ (C)} < 40$ となり、全てサービス利用支援費（Ⅰ）又は継続サービス利用支援費（Ⅰ）を算定することとなる。

（加算共通①）

問 79 加算が複数創設されているが、全て併給が可能か。また、記録の作成が必要な加算についてはどのように記録したら良いのか。

（答）

以下の場合については、加算の併給はできない。

- ① 退院・退所加算と初回加算の併給

- ② 医療・保育・教育機関等連携加算と初回加算又は退院・退所加算（当該退院等施設のみとの連携の場合）の併給

記録については、別添資料2の標準様式を参考として作成し、5年間保存しなければならない。

（加算共通②）

問 80 平成30年度の報酬改定で創設された加算の中で、基本報酬を算定していない月でも請求可能な加算はあるか。また、当該加算を単独で請求した場合、当該加算に対して特定事業所加算などの体制加算を算定することは可能か。

(答)

「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」及び「サービス提供時モニタリング加算」については、当該利用者について基本報酬を算定しない月においても、当該加算のみでの請求が可能である。

ただし、特定事業所加算などの体制加算は基本報酬にのみ加算されるため、「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」、及び「サービス提供時モニタリング加算」に対して算定することはできない。

(初回加算)

問 81 障害児相談支援を利用していた障害児が、初めて計画相談支援を利用する場合について、計画相談支援の初回加算は算定可能か。また、計画相談支援を利用していた障害児が、初めて障害児相談支援を利用する場合も、障害児相談支援の初回加算は算定可能か。

(答)

算定できる。

(居宅介護支援事業所等連携加算)

問 82 「居宅介護支援事業所等連携加算」は、当該指定居宅介護支援等の利用開始日前6月以内に算定している場合は算定不可とあるが、異なる居宅介護支援事業所が居宅サービス計画を作成する場合は、6月以内でも算定可能か。

(答)

算定できる。

(医療・保育・教育機関等連携加算)

問 83 「医療・保育・教育機関等連携加算」の連携先はどこまで含まれるのか。

(答)

留意事項通知で示しているとおり、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」という。）を作成する際に、利用者が利用している病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校と連携することが想定されるが、その他にも利用者が利用しているインフォーマルサービスの提供事業所等が想定される。

なお、これらの障害福祉サービス等以外の機関における支援内容や担当者等についても、サービス等利用計画等に位置付けることが望ましい。

(サービス担当者会議実施加算①)

問 84 「サービス担当者会議実施加算」は、サービス利用支援時に開催したサービス担当者会議と同様の担当者を招集する必要があるのか。また、全員集まらないと算定できないのか。

(答)

サービス利用支援時に開催したサービス担当者会議と同様の担当者が全員参加することが望ましいが、検討を行うにあたり必要な者が参加していれば、担当者全員の参加は要しない。

ただし、会議開催を調整したが全員参加せず、メール等による担当者への報告のみの実施である場合は、当該加算を算定することはできない。

(サービス担当者会議実施加算②)

問 85 モニタリング時にサービス担当者会議を開催した結果、サービス等利用計画等を変更することになった場合、支給決定後に指定基準に基づき、再度サービス担当者会議を開催しなければならないのか。

(答)

モニタリング時に開催したサービス担当者会議の結果、サービス等利用計画等を変更することとなった場合は、その際に検討した変更案から変更がない又は軽微な変更のみであれば、その旨を関係者に報告する等によって、サービス担当者会議の開催について簡素化することは差し支えない。

(サービス提供時モニタリング加算①)

問 86 「サービス提供時モニタリング加算」は、居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認した場合も算定可能か。

(答)

算定可能である。ただし、指定基準に基づいた定期的なモニタリングを行う日と同一日に、居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認し、当該加算を算定する場合は、モニタリング結果と当該加算に関する記録をそれぞれ作成する必要があるので留意すること。

(サービス提供時モニタリング加算②)

問 87 複数の障害福祉サービス等を利用する利用者について、「サービス提供時モニタリング加算」を算定する場合は、利用する全ての障害福祉サービス等の提供現場を確認しないと算定できないのか。

(答)

複数の障害福祉サービス等を利用している者については、全ての障害福祉サービス等の提供現場を確認することが望ましいが、1箇所でも確認していれば算定は可能である。

(サービス提供時モニタリング加算③)

問 88 「サービス提供時モニタリング加算」は相談支援専門員1人当たり39件まで請求できるが、取扱件数と同様に前6月平均なのか。

(答)

取扱件数については、月によってモニタリング件数が集中する可能性があることに配慮して前6月平均としたところであるが、「サービス提供時モニタリング加算」は実施月を調整することが可能であるため、前6月平均ではなく当該月の実施件数を39件までとする。

(行動障害支援体制加算①)

問 89 「行動障害支援体制加算」は、対象となる研修を受講した相談支援専門員以外の者が行った計画相談支援にも加算されるのか。

(答)

加算の届出をしていれば、事業所の全ての相談支援専門員が実施する計画相談支援で算定が可能である。

なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

(行動障害支援体制加算②)

問 90 「行動障害支援体制加算」の届出が月途中で提出された場合、いつから実施した計画相談支援で加算が算定できるのか。

(答)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日障発1031001厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第一の1の(4)の規定に準じた取扱いとする。

なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

(行動障害支援体制加算③)

問 91 「行動障害支援体制加算」の対象となる者を配置していても、当該月に強度行動障害の利用者がいない場合は算定できないのか。

(答)

対象の障害特性を有する利用者への支援を行わなかった場合でも算定は可能である。なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

(2)地域移行支援・地域定着支援

(地域移行支援の対象者)

問 92 「介護給付費等の支給決定等について(平成19年3月23日、障発第0323002号障害保健福祉部長通知)」の第五-2-(1)が改正されたが、対象者の範囲が変更となるのか。

(答)

地域移行支援の対象者は、障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者であるが、精神科病院の入院期間が1年未満の者等を一律に対象外としている事例が生じていることから、入院の期間や形態に関わらず支援の対象であることを明確にするために改正したものであり、対象者の範囲を変更するものではない。

(地域移行支援サービス費 (I))

問 93 地域移行支援サービス費 (I) を算定する事業所の要件の一つに、「1以上の障害者支援施設又は精神科病院等（地域移行支援の対象施設）と緊密な連携が確保されていること。」とあるが、「緊密な連携」とは具体的にどのような状況が想定されるのか。また、どの程度の頻度で行う必要があるのか。

(答)

例えば、

- ・ 地域相談支援給付決定障害者の退院、退所等に向けた会議へ参加
- ・ 地域移行に向けた障害福祉サービスの説明、事業所の紹介
- ・ 地域移行など同様の経験のある障害当事者（ピアサポーター等）による意欲

喚起のための活動

などが想定され、概ね月1回以上行っていることが目安となる。

(緊急時支援費 (II))

問 94 緊急時支援費 (II) については、深夜の電話による相談対応を行った場合に算定されるが、深夜の時間帯であれば、相談の方法や内容は問わないか。

(答)

緊急時支援費 (II) については、電話により直接本人又は家族等に対して緊急的な支援が必要な相談対応を行った場合に限ることとし、予定確認等の電話連絡は算定の対象とはならない。また、原則、メールによる対応については対象としない。

なお、深夜に電話による相談対応を行った場合であっても、その後利用者の居宅等へ出向いて支援を行った場合は、当該日については緊急時支援費 (I) のみを算定することとなり、緊急時支援費 (II) との併給はできないことに留意すること。

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.3

(平成 30 年5月 23 日)

より抜粋

(P 5)

5. 相談支援

(1) 計画相談支援・障害児相談支援

【訂正】

「平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 1 (平成 30 年 3 月 30 日)」の問 80 (加算共通②) については、以下のとおり修正する。

[修正前]

(答)

「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」及び「サービス提供時モニタリング加算」については、当該利用者について基本報酬を算定しない月においても、当該加算のみでの請求が可能である。

ただし、特定事業所加算などの体制加算は基本報酬にのみ加算されるため、「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」、及び「サービス提供時モニタリング加算」に対して算定することはできない。

[修正後]

(答)

「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」及び「サービス提供時モニタリング加算」については、当該利用者について基本報酬を算定しない月においても、当該加算のみでの請求が可能である。

また、地域生活支援拠点等の届出を行っている事業所については、「地域生活支援拠点等相談強化加算（既にサービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成済みの利用者への対応に限る。）」及び「地域体制強化共同支援加算」も当該加算のみでの請求が可能である。

ただし、特定事業所加算などの体制加算は基本報酬にのみ加算されるため、上記加算に対して算定することはできない。

(特定事業所加算)

問 12 特定事業所加算の算定要件として、取扱件数が 40 件未満であることが追加されたが、特定事業所加算を新たに算定するための届出を行う際には、どの時点の取扱件数により判断することになるのか。

(答)

届出提出月の前 6 月間の実績を基に取扱件数が 40 件未満であるかどうかを判断することとなる。

例えば、平成 30 年 6 月から特定事業所加算を算定するためには、平成 30 年 5 月 15 日以前に届出を提出することになるが、その場合は、届出時点の前 6 月間である平成 29 年 11 月から平成 30 年 4 月における取扱件数が要件を満たしているかどうかで判断することとなる。

(行動障害支援体制加算①)

問 13 「行動障害支援体制加算」は、対象となる研修を受講した常勤の相談支援専門員を 1 名以上配置していることを要件としているが、行動障害のある知的障害者や精神障害者以外の利用者に対して支援を行った場合でも算定可能なのか。また、1 事業所に複数の相談支援専門員が配置されており、対象となる研修を受講した常勤の相談支援専門員を 1 名のみ配置している場合、研修を受講していない相談支援専門員が支援を行った場合でも算定可能なのか。

(答)

「行動障害支援体制加算」については、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることを評価する加算であるため、要件を満たしている期間中に当該事業所で実施した全てのサービス利用支援及び継続サービス利用支援について加算を算定できるものである。

なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算についても同様である。

(行動障害支援体制加算②)

問 14 「行動障害支援体制加算」を算定していた事業所が月途中で要件を満たさなくなった場合、加算を算定できるのはいつまでか。

(答)

月途中で要件を満たさなくなった場合、当該月の要件を満たしている期間中に実施した指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援に係る計画相談支援費について加算を算定することができ、要件を満たさなくなった日以降に実施した分については加算を算定することができない。なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算についても同様である。